

運営規程（訪問介護・介護予防型訪問サービス）

（事業の目的）

第1条 エターナルライフ有限会社が開設する、指定訪問介護事業所および指定介護予防型訪問サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護事業および指定介護予防型訪問サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員の研修者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護および指定介護予防型訪問サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あ・うん訪問介護
- (2) 所在地 福岡市城南区南片江 3-13-38 トミル片江 205 号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤職員 1 名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
また、管理者は職員の教育および相談に応ずる。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2 名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護および指定介護予防型訪問サービスの利用申込みに係わる調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画および介護予防型訪問サービス計画の作成等を行う
- (3) 訪問介護員等 介護福祉士 3 名以上、 初任者研修修了者 3 名以上
看護師 1 名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護および指定介護予防型訪問サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、日・祝日・年末年始 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。
- (3) 但し、上記休日及び営業時間外であっても 24 時間サービス提供が可能な体制とする。

（指定訪問介護および指定介護予防型訪問サービスの内容および利用料等）

第6条 指定訪問介護および指定介護予防型訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問介護および指定介護予防型訪問サービスが法定代理受領サービスである時はその負担割合証に表示された割合の額とする。

指定訪問介護および指定介護予防型訪問サービスの内容

- (1) 身体介護 入浴・排泄・外出介助・食事介助等
- (2) 生活援助 洗濯・買物代行・掃除・調理等

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道、概ね5km未満 500円
- (2) 事業所から片道、概ね5km以上 800円

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、福岡市中央区、福岡市城南区、福岡市南区の区域とする。

(緊急時または事故発生時における対応方法)

第8条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告し、管理者の指示に従い、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をする。

2. 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待及び身体拘束の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする

- (1) 虐待及び身体拘束を防止するための訪問介護員等に対する年1回の研修の実施
- (2) 虐待及び身体拘束防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに、開催された結果について従業者に周知徹底を図る
- (3) 虐待及び身体拘束防止のための指針の整備
- (4) 事業所はサービス提供中に、虐待及び身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村(包括支援センター)に通報する

(ハラスメント対策に関する事項)

- (1) ハラスメントのマニュアルを作成し、マニュアルに則てハラスメント対策委員会を適宜開催する
- (2) 契約書、重要事項説明書に記載し、十分な説明を行い従業者の就業環境が害されることを防止する
- (3) ハラスメント防止のための指針の整備

(業務継続計画 BCPの策定等)

- (1) 利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画に従い必要な措置を講ずる
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回実施するものとする
- (3) 必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(衛生管理等)

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね6カ月に1回以上開催するとともに、結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をBCPの訓練含め実施する

(その他運営についての重要事項)

第10条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年間4回以上 (介護技術向上研修)
2. 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約に規定する。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、エターナルライフ有限会社で定めるものとする。
5. 事業所は、利用者の希望があれば、管理者を通し財務内容を開示するものとする。

附 則

この改正規定は、平成29年8月1日から施行する。

この改正規定は、令和5年5月16日から施行する。

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。